

三次市教育委員会告示第 号

三次市学校支援ネットワーク設置要綱の全部を改正する告示を次のように定める。

平成24年 月 日

三次市教育委員会  
委員長 沖 田 稔

三次市学校支援ネットワーク設置要綱の全部を改正する告示

三次市学校支援ネットワーク設置要綱（平成18年三次市教育委員会告示第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、学校だけでは解決が難しい児童生徒の問題行動及び緊急を要する児童生徒に関する問題について、関係機関、地域等による学校支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を組織し、当該児童生徒及び家庭に対して適切かつ実効的な支援を行うことを目的とする。

（組織）

第2条 ネットワークは、次に掲げる市内の機関及び団体等で組織する。

- (1) 広島県三次警察署
- (2) 少年補導協助員会
- (3) 広島法務局三次支局
- (4) 三次地区保護司会
- (5) 広島県北部こども家庭センター

- (6) 広島県北部教育事務所
- (7) 広島県立高等学校
- (8) 小・中学校
- (9) 三次市民生委員児童委員協議会
- (10) 地域サポーター
- (11) 福祉保健部
- (12) 子育て支援部
- (13) 教育委員会
- (14) P T A 連合会
- (15) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた個人又は団体  
(会議)

第3条 ネットワークは、次に掲げる会議を開催し、関係機関の連携を図る。

- (1) ネットワーク総会
- (2) ケース会議
- (3) 前条に規定する機関又は団体による連携会議、研修会及び講習会
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた会議  
(事務局)

第4条 ネットワークの事務局を教育委員会学校教育課に置き、三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱（平成18年三次市教育委員会告示第12号）第2条に規定するこども応援センターの相談員と連携を図る。

2 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ネットワークの構築
- (2) 学校支援チームの編成
- (3) 関係機関及び団体等との連携及び交流
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項  
(地域サポーター)

第5条 第1条に規定する目的を達成するため、中学校区に地域サポーターを設置し、学校支援チームの一員として、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校が児童生徒の指導上の課題を適切かつ有効に解決するために、学校が問題に対して適切に対応できるよう助言を行う。
- 2 地域サポーターは、次に掲げる者のうちから、事務局が関係学校長と協議のうえ選任する。
    - (1) P T A 会員及び P T A 役員経験者
    - (2) 学校評議員又は学校評価委員
    - (3) 主任児童委員
    - (4) 民生委員
    - (5) 少年補導協助手員
    - (6) 人権擁護委員
    - (7) 前各号に掲げるもののほか、中学校長が適当と認めた者
  - 3 教育委員会は、地域サポーターに活動の実績に応じて予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(学校支援チーム)

第 6 条 ネットワークは、第 1 条に掲げる問題が発生した場合、その都度、学校支援チームを編成し、問題の解決にあたる。

2 学校支援チームは、問題の解決後は解散する。

(庶務)

第 7 条 ネットワークに関する庶務は、教育委員会学校教育課が行う。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 4 年 4 月 日 から施行する。